

**豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託
プロポーザル実施要領**

令和 7 年 1 1 月

豊田市役所 上下水道局 下水道施設課

この公募型プロポーザル実施要領は、豊田市上下水道局（以下「局」という。）が実施する下水道管路施設包括的維持管理業務（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「プロポーザル実施要領等」という。）。

- ①仕様書及び特記仕様書
- ②提案評価基準
- ③様式集

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出すること。

豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託プロポーザル実施要領

目次

1	契約の目的	1
2	契約の概要	1
3	提案限度額	1
4	プロポーザル参加に関する要件	1
5	参加資格要件	2
6	スケジュール	5
7	参加申請書類の交付期間及び交付方法	5
8	質問の受付及び回答	5
9	参加表明書の提出期間、場所及び方法	6
10	参加資格確認結果の通知	6
11	提案書の提出期間、場所及び方法	6
12	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	7
13	選考委員	8
14	評価基準	8
15	参加辞退時の提出書類	9
16	その他	9

1 契約の目的

局が保有する下水道管路施設の維持管理に係る業務等を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設に係る機能維持及び維持管理の効率化を図ることを目的とする。

2 契約の概要

本業務は、局が管理する下水道管路施設の維持管理業務を、包括的に委託するものである。

業務の内容は、管路施設ストックマネジメント計画に伴う点検・調査、定期清掃及び巡視に伴う清掃等の計画的業務、市民サービスに直結する管路閉塞や道路陥没などの緊急時に対応を行う住民対応等業務、維持管理情報の管理、維持管理計画の立案など多岐にわたる維持管理業務であり、詳細は仕様書及び特記仕様書に記載するとおりである。

効率的かつ効果的な下水道管路施設の維持管理を行うため、包括的に業務を委託する主旨に鑑み、仕様書等で特に定めのないものは、受託者の創意工夫、裁量を最大限発揮し、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

- (1) 委託名 豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託
- (2) 履行期間 委託契約締結日から令和11年3月31日まで

3 提案限度額

金825,988,900円（消費税込み）

4 プロポーザル参加に関する要件

- (1) 参加者は、単独企業（以下、「参加企業」という。）又は複数企業により構成されるグループ（以下、「参加グループ」という。）とする。なお、一部の業務において再委託を行う場合は、業種ごとに再委託先を明確にすること。
- (2) 参加グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成された企業等が適切な役割を担う必要がある。参加グループは構成された企業等の中から代表企業1者を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。
- (3) 参加グループは、下水道管路施設ストックマネジメント計画に伴う点検・調査、定期清掃及び巡視に伴う清掃、緊急的な管路閉塞や道路陥没、管路上やマンホール周りの舗装段差、管路の破損、点検調査結果に伴う管路の修繕（内面補強工）、住民対応等の業務を行う企業等（管路調査清掃企業、土木建設企業等）と点検・調査や清掃・修繕情報を基に改築及び維持管理計画の立案等をする企業（コンサルティング企業）により構成されることを基本と

する。

- (4) 参加グループは、参加表明書の提出時に、代表企業及びその他の構成された企業等の企業名及び携わる業務について明らかにすること。
- (5) 代表企業の変更は、原則として認めない。
- (6) 参加表明書の提出後、参加の意思を表明した参加グループの構成された企業等の変更は、原則として認めない。ただし、局がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成された企業等の変更を認めるものとする。
- (7) 参加企業及び参加グループの構成された企業等は、他の参加グループの構成員や再委託先企業となることはできない。
- (8) 本業務を参加グループで実施する場合、その運営形態は、各企業等が一体となって業務を実施する共同方式とする。
- (9) 一部業務の再委託については、局の了承を得た上で認める。

5 参加資格要件

参加者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。なお、参加グループを結成する場合は、別冊の「豊田市下水道管路施設包括的維持管理委託における参加グループの取扱について」も満たすこと。

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 豊田市内に本店を有する企業を少なくとも1社以上含むこと。
- (8) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 参加者の中に、次の全ての業務について官公庁が発注する下水道管路施設に関する同種又は類似する業務実績を有するものが含まれていること。

なお、過去10年以内において、参加表明書の提出期限までに業務完了済みのものとし、複数年契約で現在履行中の業務においては各年度の完了検査済みのものとする。（包括的民間委託を含む）

（ア）下水道管路施設ストックマネジメント計画策定業務の実績

（イ）下水道管路の巡視・点検、調査業務、清掃業務の実績

イ 参加者もしくは再委託先の中に、次の業務について官公庁が発注する下水道管路施設に関する同種又は類似する業務実績を有するものが含まれていること。なお、過去10年以内において、参加表明書の提出期限までに業務完了済みのものとし、複数年契約で現在履行中の業務においては各年度の完了検査済みのものとする。

（ア）下水道管路等の工事や修繕業務等の実績

ウ 次に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。

（ア）統括責任者：(公財)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路（専任）管理総合技士」または「下水道管路管理主任技士」の資格を有し、かつ「土木施工管理技士」の資格を有する者または「土木工事における10年以上の実務経験者」である者

（イ）主任技術者：(公財)日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路（専任）管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士」のうち、いずれかの資格を有する者

（ウ）管理技術者：技術士「上下水道部門-下水道」、「総合技術管理部門-下水道」、RCCM「下水道部門」のうち、いずれかの資格を有する者

（エ）現場責任者：「土木施工管理技士」の資格を有する者または「土木工事（非専任）における10年以上の実務経験者」である

（オ）作業主任者：酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

エ 地域に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。

オ 参加者もしくは再委託先の中に豊田市排水設備指定工事店を含めること。

カ 参加者は、次の品目における収集運搬業許可を有する者であること。参加グループの場合は、次の品目において構成員の中で1企業以上は収集運搬業許可を有していること。

（ア）廃プラスチック類

（イ）ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（ウ）金属くず

（エ）がれき類

（オ）紙くず

（カ）汚泥

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	①子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	①一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他 プロポーザルの 適正さが阻 害されると認 められる場合	①組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 スケジュール

本案件のスケジュールは次のとおりとする。（都合により変更することがある）

日程	内容
令和7年11月18日（火）	事業実施の公告、公募開始、業務説明資料等の交付
令和7年12月12日（金）	参加表明書・質問の受付期限
令和7年12月16日（火）	参加資格確認結果通知書の送付
令和7年12月26日（金）	質問の回答期限
令和8年1月23日（金）	提案書等の提出期限
令和8年2月9日（月）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
令和8年3月16日（月）	業者選定審査会による随意契約の相手方の決定
令和8年3月17日（火）	選考結果の公表・通知
令和8年4月1日（水）	契約締結・委託業務開始

7 参加申請書類の交付期間及び交付方法

（1） 交付期間

令和7年11月18日（火）～令和7年12月12日（金）

（2） 交付方法

参加申請書類（様式）は豊田市ホームページから入手すること。

8 質問の受付及び回答

（1） 提出期間

令和7年11月18日（火）～令和7年12月12日（金）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

（2） 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめて、下水道施設課のメールアドレスに送付するものとする。

（3） 回答期限及び回答方法

質問に関する回答は質問回答書としてとりまとめ、令和7年12月26日（金）までに豊田市ホームページに掲載することで回答に代えるものとする。
なお、質問者の名称等は非公表とする。

9 参加表明書の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間

令和7年11月18日（火）～令和7年12月12日（金）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所及び提出方法

直接持参により下水道施設課まで提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 参加表明書ほか（様式2、様式2の2）

イ 会社概要書及び業務経歴書（様式3）

（管路調査清掃企業、土木建設企業及びコンサルティング企業、再委託先）

ウ 営業所等作業拠点表（様式4）

エ 保有する技術者の状況（様式5）

オ 収集運搬業許可証の写し

カ 上記 ア から エ に係る付属資料

(4) 提出部数

正本1部

10 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和7年12月16日（火）までに参加表明書提出者に対してメール又は郵送にて通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加表明書提出者に対しては、その理由を付記して通知する。

11 提案書の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間

令和7年12月16日（火）～令和8年1月23日（金）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所及び提出方法

直接持参により下水道施設課まで提出すること。その他の方法による提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 提案書（様式6）

イ 会社概要書及び業務経歴書（様式3）

ウ 保有する技術者の状況（様式5）

エ 配置予定技術者調書（様式7）

オ 提案概要（様式8-1：A4：1枚以内）

カ 業務の実施体制（様式8-2：A4：3枚以内）

- キ 災害対応について（様式 8-3：A 4：2 枚以内）
 - ク 担当予定従業者の資格・経験（様式 8-4：A 4：1 枚以内）
 - ケ 受託実績（様式 8-5：A 4：1 枚以内）
 - コ 各業務の要求事項に対する考え方や提案について
（様式 8-6：A 4：6 枚以内）
 - サ 市民サービスの向上・地域貢献・GXの取組み
（様式 8-7：A 4：2 枚以内）
 - シ 危機管理（リスク管理）・安全対策（様式 8-8：A 4：2 枚以内）
 - ス 自由記述（様式 8-9：A 4：2 枚以内）
 - セ 見積書（様式 10）
- （4）提出部数
 正本 1 部、副本 7 部
 なお、電子媒体（pdfまたはxdw形式）についても 1 部提出すること。
- ア 上記（3）イ～ス を簡易製本し、正本 1 部のみに上記（3）ア、セ、
電子媒体を添えて提出するものとする。
 - イ 上記（3）セ は封筒に入れて提出すること。
 - ウ 枚数制限のある様式は、指定のページの範囲内で作成すること。
 - エ 副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、
目次及び本文を含むので注意すること）。

12 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

- （1）日 時 令和 8 年 2 月 9 日（月）
午前 10 時から午後 4 時のうち指定する 60 分間
- （2）場 所 豊田市上下水道局 上下水第 1 会議室 （西庁舎 1 階）
- （3）発 表 順 選考委員会ヒアリング開催通知において指定する時間に行う。
- （4）留意事項
 - ア 提出された提案書に基づき 1 提案者 60 分以内（準備 5 分、説明
30 分、質疑応答 20 分、片づけ 5 分）のヒアリングを行う。
 - イ 出席者は、8 名以内とし、原則、配置予定総括責任者は出席すること。
ただし、配置予定総括責任者のやむを得ない事情により、局が認めた場
合はこの限りでない。
 - ウ プレゼンテーション時の説明用として、プロジェクター等の使用は認め
るが、事前に下水道施設課と協議を行うこと。

1 3 選考委員

委員長	上下水道局	副局長	中根	武人
委員	豊田高専 環境都市工学科	教授	松本	嘉孝
	上下水道局	専門監	中川	啓二
	下水道施設課	課長	河合	保幸
	下水道建設課	課長	神谷	幸利
	(上下水) 企画課	課長	新岩	康正
	経営管理課	課長	愛知	史康

※委員等の変更があった場合は、豊田市ホームページでお知らせします。

1 4 評価基準

- (1) 下記項目について評価点を算出し、算出された評価点の合計から出された評価値により最高評価値の者を優先交渉事業者として決定する。ただし、参加者が1者のみである場合は、あらかじめ定めた最低基準点以上のものとする。

① 業務経歴等

- (ア) 受託実績 (90点)
- (イ) 技術者の確認 (70点)
- (ウ) 参加する企業における市内本店企業の出資比率の割合 (40点)

② 業務実施計画等

- (ア) 提案概要 (56点)
- (イ) 業務の実施体制 (84点)
- (ウ) 災害対応について (84点)
- (エ) 担当予定従業員の資格・経験 (28点)
- (オ) 受託実績 (28点)
- (カ) 各業務の要求事項に対する考え方や提案について (168点)
- (キ) 市民サービスの向上・地域貢献・GXの取組み (56点)
- (ク) 危機管理(リスク管理)・安全対策 (56点)
- (ケ) 自由記述 (84点)
- (コ) 技術者の専門技術力 (28点)
- (サ) 取組み姿勢・コミュニケーション力 (28点)

③ 価格

- (ア) 価格点 (100点)

評価値が同点で優先交渉事業者が2者以上となったときは、非価格点の高い方、それでも同点ならば業務実施計画等の点が高い方を優先交渉事業者とする。また、次点者についても同様とする。

提案者が1者のみである場合は、業務経歴等の評価点と業務実施計画等の評価点の和が450点(最低基準点)以上であれば優先交渉事業者とする。最低基準

点に達しない場合は、契約の相手方として特定しない。

1 5 参加辞退時の提出書類

プロポーザルの参加を辞退する時は、辞退届（様式 9）を下水道施設課に提出すること。

1 6 その他

- （１） このプロポーザルに参加する費用のすべては参加者の負担とする。
- （２） 契約の締結は、本プロポーザルにより特定された優先交渉事業者を見積徴収の相手方とし、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。
- （３） 契約の締結、業務の着手等に伴う準備期間が必要な場合は、局と本プロポーザルにより特定された提案者が協議して、協定書を作成し締結する。
- （４） 選考結果の通知後の辞退は認めないものとする。

【 問合せ先（提出先） 】

〒471-8501 愛知県豊田市西町 3 丁目 6 0 番地

豊田市上下水道局 下水道施設課

管路担当 山北・栗田（西庁舎 2 階）

電話 0565-34-6964

FAX 0565-32-3171

E-mail : gesuishisetsu@city.toyota.aichi.jp